

■議案第24号 四万十町ケーブルネットワークに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成26年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「公益財団法人 四万十公社」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町ケーブルネットワーク
施設の所在地 四万十町香月が丘8番102号

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 公益財団法人 四万十公社
団体の所在地 四万十町香月が丘8番102号

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

公益財団法人 四万十公社は、公の施設の性格を充分理解し、効果的かつ効率的に施設の管理運営を行うとともに、常に利用者等に対し、適切なサービスの提供を行っております。平成20年10月1日より平成26年3月31日まで、「公益財団法人 四万十公社」を指定管理者として指定し、指定管理業務にあたってきました。指定管理開始から現在まで、同公社のケーブルシステム運営状況は良好であり、地元の関係各機関・団体との良好な関係を構築しております。

同公社による現在までの管理及び運営状況、豊富な経験、利用者等に対する適切な対応等から、施設の設置目的に沿って、その効果を最大限に発揮できるものと判断し、引き続き同公社を指定管理者として選定します。